

職業適性検査の契約希望者募集要項（公募）

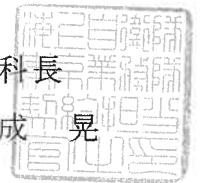
職業適性検査の契約について公募を実施するので、参加を希望する者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）

契約担当官

海上自衛隊東京業務隊経理科長

金 田 成 晃



記

1 調達品目

令和4年度における「職業適性検査」に係る契約

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる次の事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適

正な契約の履行が確保される者であること。

- (6) 応募時点において有効な競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有するか、申請中の場合は資格決定後、速やかに提出できる者であること。
- (7) 別紙第1に示す技術等を有するとともに、別紙第2に示す管理講習実施時期に本事業を円滑に遂行できる体制を有する者であること。
- (8) 当該役務の一部を下請業者に委託する場合は、委託させる業務に応じて、前号の条件を満たす者に委託すること。

3 参加表明

応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び「資格審査結果通知書(写し)」並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料(以下「技術資料」という。)を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

4 技術資料の提出

次に示す項目について、提出するものとする。

ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、上記の資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

- (1) 検査・分析のための質問用紙
- (2) 分析結果シート(サンプル)
- (3) 検査を受けた者が、分析結果を理解し有効に利用するための説明書
- (4) 第2項第7号に規定する体制等を証明する書類(組織図)
- (5) 下請業者に業務を委託する場合は、下請(予定)企業一覧表及び前号に規定する体制等を証明する書類(組織図)

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊東京業務隊経理科契約係

〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1

03-3268-3111 (内線57843)

(2) 申込受付期間

令和3年11月30日(火)～令和4年1月21日(金)

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後4時15分までとする。

(4) 提出部数

参加表明書、資格審査結果通知書(写し)、技術資料共各2部

(5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

6 技術資料の審査等

(1) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する海上幕僚監部人事教育部援護業務課の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

(2) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する海上幕僚監部人事教育部援護業務課の担当者から設備等(下請企業の工場等を含む。)の調査のための協力依頼があった場合には、当該設備等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

7 応募者に対する審査結果の通知

審査結果は、公募実施権者から応募者に対し通知する。

8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格の通知を受理した日の翌日から起算して5日以内(土、日及び祝日を除く。)に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口

海上自衛隊東京業務隊経理科契約係

イ 時 間

直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後4時15分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (2) 契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。
 - ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
 - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
 - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
 - エ 資料等の作成、提出及び業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
 - キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。
 - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
 - ケ 説明会は行わない。
- (2) 資料の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。
- (3) 調達品目の仕様に関する問合せは、最寄りの契約担当官に行うことができる。
- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

本事業の遂行に必要な技術等

1 概要

海上自衛隊が各地で実施する定年退職予定及び任期満了退職を検討している海上自衛官に対する講習会の際、マークシート方式で本人の職業適性等を診断し、再就職支援の一助とするものである。

2 検査項目

能力評価、興味評価、価値観評価の3項目とし、検査の細部については次のとおり。

- (1) 能力評価 職業に関連する能力の側面に対する自身の度合い
- (2) 興味評価 職業に対する興味及び日常生活上の志向
- (3) 価値観評価 職業選択の際に重要視している潜在的な条件

3 分析能力等

次の分析能力及び方向性で検査するものとする。

- (1) 理論背景に基づいて研究され、その妥当性が検証されていること。
- (2) 日本人のデータを元に開発していること。
- (3) 日本の雇用環境に合わせていること。
- (4) 社会人用である退職予定者向けの内容であること。

4 その他の条件

- (1) 質問用紙の質問量及び内容は、他者から説明を受けることなく1～2時間程度で記入できること。
- (2) 官側が返送した記入済み質問用紙を2週間以内に解析検査し、結果を冊子等に加工の上、官側に返却できること。
- (3) 年間概ね1, 276人の対象者について、役務が履行可能であること。

定年退職予定の海上自衛官に対する講習会 履行場所及び実施時期

適職診断			
履行場所（担当部署）	実施時期（予定）		各回参加予定人数
海上自衛隊第1術科学校 （呉地方総監部管理部援護業務課）	1回目 2回目 3回目	令和4年 6月 7日 令和4年 8月30日 令和4年11月 7日	50名
海上自衛隊第2術科学校 （1回目及び5回目 海上幕僚監部人事教育部援護業務課） （2回目から4回目 横須賀地方総監部管理部援護業務課）	1回目 2回目 3回目 4回目 5回目	令和4年 5月18日 令和4年 6月23日 令和4年 9月 6日 令和4年11月 2日 令和5年 1月18日	72名
海上自衛隊第3術科学校 （横須賀地方総監部管理部援護業務課）	1回目 2回目	令和4年 6月23日 令和5年 2月 2日	50名
海上自衛隊第4術科学校 （舞鶴地方総監部管理部援護業務課）	1回目 2回目	令和4年 6月21日 令和4年11月15日	30名
佐世保教育隊 （佐世保地方総監部管理部援護業務課）	1回目 2回目 3回目	令和4年 9月 9日 令和4年11月 1日 令和5年 1月12日	80名

備考：各担当部署及び履行場所の所在地

担当部署

海上幕僚監部人事教育部援護業務課：東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省

横須賀地方総監部管理部援護業務課：神奈川県横須賀市西逸見町1

呉地方総監部管理部援護業務課：広島県呉市幸町8-1

佐世保地方総監部管理部援護業務課：長崎県佐世保市平瀬町18

舞鶴地方総監部管理部援護業務課：京都府舞鶴市字余部下1190

履行場所

海上自衛隊第1術科学校：広島県江田島市江田島町

海上自衛隊第2術科学校：神奈川県横須賀市田浦港町

海上自衛隊第3術科学校：千葉県柏市藤ヶ谷1614-1

海上自衛隊第4術科学校：京都府舞鶴市字余部下1190

佐世保教育隊：長崎県佐世保市崎辺町

任期満了退職を検討している海上自衛官に対する講習会 履行場所及び実施時期

適職診断			
履行場所及び所在地	実施時期（予定）		各回参加予定人数
横須賀地方総監部 神奈川県横須賀市西逸見町 1	1 回目	令和 4 年 6 月 1 4 日	5 0 名
	2 回目	令和 4 年 1 0 月 4 日	
舞鶴地方総監部 京都府舞鶴市宇余部下 1190	1 回目	令和 4 年 6 月 1 日	3 0 名
	2 回目	令和 4 年 7 月 2 6 日	
大湊地方総監部 青森県むつ市大湊町 4-1	1 回目	令和 4 年 6 月 1 0 日	2 0 名
	2 回目	令和 5 年 2 月 1 0 日	
呉地方総監部 広島県呉市幸町 8-1	1 回目	令和 4 年 4 月 1 4 日	3 0 名
	2 回目	令和 4 年 6 月 9 日	
佐世保地方総監部 長崎県佐世保市平瀬町 18	令和 4 年 5 月 1 8 日		3 2 名
阪神基地隊 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町 37	令和 4 年 6 月 1 3 日		5 名
第 2 4 航空隊 徳島県小松島市和田島町字洲端 4-3	令和 4 年 6 月 2 4 日		1 0 名
鹿屋航空基地隊 鹿児島県鹿屋市西原 3-11-2	令和 4 年 1 0 月 2 1 日		5 名
八戸航空基地隊 青森県八戸市大字河原木字高館	令和 4 年 1 1 月 2 5 日		1 0 名
那覇航空基地隊 沖縄県那覇市当間 252	令和 4 年 5 月 1 9 日		1 0 名
徳島航空基地隊 徳島県松茂町住吉字住吉開拓 38	令和 4 年 6 月 1 4 日		5 名
小月航空基地隊 山口県下関市松屋本町 3-2-1	令和 4 年 5 月 2 6 日		5 名

担当部署

各地方総監部は「援護業務課」

それ以外の部隊は「就職援護室」

別紙様式

年 月 日

契約担当官
海上自衛隊東京業務隊経理科長 殿

所在地
会社名
代表者名

印

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

公示番号	調達品目
業務隊公示第4号 (令和3年11月30日)	職業適性検査

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）
2 技術資料